

平成26年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成26年11月26日

西多摩衛生組合議会

平成26年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成26年11月26日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚幸右衛門

会計管理者	小林 健朗
監査委員	田村 桂一

出席議員

1 番 原 成兆	2 番 下野 義子	3 番 森 亘
4 番 榎澤 誠	5 番 鴻井 伸二	6 番 荒井 紀善
7 番 小宮 國暉	8 番 水野 義裕	9 番 濱中 俊男
10 番 大野 聰	11 番 町田 成司	12 番 柳川 英司

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	宮崎 長寿	施 設 長	島田 善道
総 務 課 長	鈴木 啓治	財 務 担 当 主 幹	松澤 昭治
フレッシュランド西多摩館長	石川 良仁	計 画 管 理 課 長	古谷 浩明
維持運転課長	中島 勲	維持管理担当主幹	荒井 嘉之

構成市町職員

青梅市環境部長	大谷 繁	福生市生活環境部長	谷部 清
羽村市産業環境部長	加藤 秀樹	瑞穂町住民部長	横澤 和也

平成26年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

平成26年11月26日(水)
午後1時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 認定第1号
平成25年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第5号
西多摩衛生組合公告式条例

日程第6 議案第6号
西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第7号
西多摩衛生組合実費弁償条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第8号
平成26年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第9 議案第9号
平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第10 議員提出議案第1号
西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則

午後1時30分 開会

○議長（大野 聡） それでは、お揃いでございますので、ただいまから始めたいと思います。本日は平成26年第2回西多摩衛生組合議会定例会のご通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成26年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。皆様こんにちは。

本日は、平成26年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆さまにご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げる次第でございます。

さて、現在の組合事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成26年10月末現在で、約3万7,900トンの可燃ごみが搬入されております。

これは、前年度同期までの構成市町ごみ搬入量と比較いたしますと、約500トン、1.3%の減少となっており、平成26年度末では、6万2,700トンの可燃ごみが搬入されると予測をしているところでございます。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき、本年8月1日から受入れを開始しております、小金井市の可燃ごみの搬入量につきましては、10月末現在で、約1,200トンとなっております。広域支援の状況等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会でご報告をさせていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成26年10月末現在で、約7万4,300人となっており、1日平均で申し上げますと、413人の方々にご利用をいただいております。

これは、前年度同期までの浴場施設利用者数と比較いたしますと、約700人、1%増加している状況であります。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用していただけるよう、地域の皆様のご要望等を取り入れながら、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

今次定例会には、決算認定案件1件、条例案件3件、補正予算案1件、分賦金の変更案件1件、合わせて6件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大野 聡） 以上で管理者の発言が終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名をいたします。

9番 濱中 俊男 議員

11番 町田 成司 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告がございますので、事務局長より報告をいたします。宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成26年11月19日付け、西衛発第596号で、平成26年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、一般質問の通告、及び提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第8、議案第8号、平成26年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第9、議案第9号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（大野 聡） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11月26日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定をいたしました。

次に、日程第3一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。3番森亘議員。

○3番（森 亘） それでは、議長のお許しをいただきましたので、構成市町の資源化処理施設の統合について、登壇しまして、一般質問をさせていただきます。

質問の趣旨でございますが、西多摩衛生組合及び構成市町である3市1町の一般廃棄物処理基本計画においては、各市町村がそれぞれ有する資源化処理施設の統合を目標と掲げ、検討していくとなっております。そこで、現況について、次の3点を伺うものであります。

1点目は、西多摩衛生組合の一般廃棄物処理基本計画においても、各構成市町がそれぞれ有する資源化処理施設統合に向けて検討するとなっておりますが、どのように検討をしているのでしょうか。また、進

捗状況は現在どのようになっているのかどうか、伺います。

2点目でございます。瑞穂町議会で同様の質問をしたところ、西多摩衛生組合幹事会の下部組織であるごみ対策担当者会議の中で、資源化処理施設統合に向けたシミュレーションを実施していると回答がありましたけれども、その結果について報告をお願いいたします。

3番目、それではシミュレーション結果を受けて、今後の対応はどのようになっているのでしょうか。

以上の3点につきまして、ご回答を求めます。

○議長（大野 聡） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 3番森亘議員のご質問にお答えします。

ご質問の1項目目、構成市町の資源化処理施設の統合についての1点目、「西多摩衛生組合の一般廃棄物処理基本計画においても、各構成市町がそれぞれ有する資源化処理施設統合に向けて検討するとなっているが、どのように検討したか。また、進捗状況は。」と、2点目、「資源化処理施設統合に向けたシミュレーションの結果は。」及び3点目、「結果を受けての今後の対応はどうなるのか。」については、関連がありますので、西多摩衛生組合管理者としての立場から、あわせてお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、西多摩衛生組合の一般廃棄物処理基本計画には、「各構成市町がそれぞれ有する資源化処理施設の統合を目標に掲げ、検討していくこと」と記述されておりますが、今後の検討にあたり、西多摩衛生組合の立場としては、あくまでも現段階では焼却施設であり、資源化処理施設を有していないことから、構成市町の実務担当者を中心に組合職員が協力し、資源化処理施設統合に向け、一定の条件のもとにシミュレーションを含む調査・研究を行ったものであります。

この結果、資源化処理施設を統合することで、構成市町全体のごみ処理経費の削減効果が見込まれるとともに、事務事業の合理化・効率化等も図られることが示されましたので、今後の対応としましては、施設を有する青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町において、この研究成果を、それぞれが抱える統合に向けての基礎条件の検証や、課題の解決に向けての調査研究資料として、活用されることを期待するものであります。

なお、今後、当組合におきましても、構成市町が進める調査研究に注視し、協力してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（大野 聡） 3番議員、再質問はございますか。3番森亘議員。

○3番（森 亘） おおむね方向性としては、ここに関連して一元化へ努力していくということで、理解をさせていただいたところであります。

それでは、実は今回、一般質問をここですのに当たりまして、各構成市町の同じ思いをした議員から、同様に一般質問が出ております。その中でありまして、実はこの一般質問をする契機となったのが、そのきっかけとなったのが東日本大震災、そして、それと同時に環境省の新たな方針ということであります。この影響は当然、その指針については、西多摩衛生組合においても、その指針に基づいて動かれていく必要があるのかというふうに思っております。

そこで、これ認識の違いがあるといけませんので、頭で確認したいのですが、環境省では、東日本大震災を契機に廃棄物リサイクル施設の見直しが進められております。廃棄物リサイクル処理施設の持っている機能の拡充、また、それに伴う補助金のあり方など、どのような変更があったというふうに認識しておられるのでしょうか。この点についてを確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（大野 聡） 計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 補助金のあり方なのですけれども、現在、リサイクル施設の方の補助金、ま

た、西多摩衛生組合でも現在、基幹的設備改良工事を行っていますが、循環型社会形成推進交付金制度がございまして、西多摩衛生組合の焼却施設の場合は、CO₂を3%削減をすれば、工事費の3分の1が交付され、リサイクル施設についても、新設の場合、建設費の3分の1が交付されると聞いております。

以上です。

○議長（大野 聡） 森亘議員。

○3番（森 亘） それでは、伺います。それ以外に、私の調べた限りにおきましては、今後のあり方という形で、これは国の環境省リサイクル対策室の方で出された資料でございまして、いわゆる防災活動の拠点として、いわゆる避難者のための飲料水の確保、それから食糧の備蓄等、こういったことがもう既に行われていると。しかし、現時点では西多摩衛生組合は焼却施設ということでありますので、現段階の分掌では、これは困難ではないかというふうに思うのですが、実際のところ、そういったことも検討に上げる必要があったのではないかと思うのですが、こういったところについての検討は、その各構成市町の中ではなされなかったのでしょうか。この点についてを確認いたします。

○議長（大野 聡） 島田施設長。

○施設長（島田善道） ただいまのご指摘ですが、資源化施設の一元化ということよりも、むしろ今後の清掃工場の課される、そういう方向性についてということのご指摘だと思いますが、ただいまのご指摘のとおり、25年5月に国の方で閣議決定をされた、新たな廃棄物処理施設の整備計画ということがございます。あとで、全協で、その辺のことも資料に基づいて触れますけれども、簡単に言うと、これは構成市町のリサイクルセンターの一元化のそういうふうな会議の中で触れたのかということなのですが、それについては可燃ごみの大きい意味合いの中で触れてはおりません。今現在、組合の方向性をこれから確立していく必要がございますので、その中で、今ご指摘があったような要件も、今後、検討をしていくと、こういった状況でございまして。

簡単に言えば、東日本大震災の発生がありまして、その辺の反省というか、そういう面から、清掃工場の社会的役割を拡大していくということでございまして、これらについて、今後、西多摩衛生組合も大きい方向性の中では、検討していく必要があるという現状であります。

以上です。

○議長（大野 聡） 森亘議員。

○3番（森 亘） わかりました。西多摩衛生組合としては、今の現段階での事務の分掌につきましては、あくまでも焼却施設ということであって、これから国の定めている、いわゆる防災の、ある意味、拠点となるような機能を持たせなければならない、でも、それをやるセクションがない。権限が今のところ明確には定まっていないのではないかというふうに思います。

ちなみに、各市町で今後のリサイクル施設のあり方ということにつきまして、検討だということだとは思いますが、では、その検討につきまして、各それぞれの議員が、各市町の中で一般質問されたと思うのですが、改めて伺いたいと思うのですが、現状のいわゆる各構成市町の中のリサイクル施設の稼働状況、それから現有施設の耐用年数及び改修、または改築時期、ランニングコストの見直し等について、各構成市町が検討されたのかどうかですね。その結果がもしわかりましたら。それと同時に、管理者の最初の答弁の中で、統合した方が合理的であると、効率的であるというふうに、その研究の成果が出ているということなのですが、その研究の成果というのを、できればここで何がどういうふうに合理化なのかについて、もう少し詳しく数値等で示していただければと思うのです。

○議長（大野 聡） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 最初の段階でお答えを申し上げましたけれども、西多摩衛生組合は焼却施設として、今後の方向とか、そういう形での協力と言いましょか、皆さんの構成市町の部長とか、担当者が集まっておりますので、当組合が主催をしてそれをやったという形ではなくて、合同にやって、それぞれ出てきたシミュレーション、その他成果は、それぞれ現庁にお持ち帰りいただいて、それぞれの施設が、まずはそこで検討していくということで、同じ答えを出させていただいて、そういう将来的な展望の中では、我が社も焼却施設から脱却して、いろいろな意味では、今回の方向性の中で検討する必要があるという形で、私たちの処理計画の中にも、事業を盛り込ませていただきましたけれども、私たちがつくって、私たちが検討して、それぞれの皆様方の各現庁の拘束するようなどの資料ではないということでございますので、それぞれの各構成市町が、ご質問の中でお答えしたことをそのまま、おうむ返しに私どもが、どこでどういうお答えをしていただいたという資料がございますけれども、それをまた同じように議事録から、おうむ返しをするということでありまして、西多摩衛生組合はそれらを統合して、今後、将来性として、具体的にどういう方向でリードしていくか、そういうふうな検討はしてございません。

以上でございます。

○議 長（大野 聡） 3番森亘議員。

○3 番（森 亘） わかりました。それでは、細かい数字等については、なかなかお答えが難しい状況なのだと思うのですが、ここに一般廃棄物処理基本計画というののコピーがございます。ちょっと本物は厚かったものですから、一部だけコピーして持ってまいったものでございますが、これを見させていただきますと、将来計画及びごみ処理等の課題というところありまして、この中で資源化施設というところありまして、リサイクルセンター、リサイクルプラザはというようなところがあります。ここを読ませていただきますと、「施設の効率的な運営を目的として、処理能力と稼働率の検証や地域性を考慮し、西多摩衛生組合及び構成市町が協議しながら、施設の統合を含めた各施設の有効利用等について検討していきます。」というふうになっているところであります。

そうした中で、今の話ですと、既にもう検証等はお済みになったのではないかと思うのですが、仮にこれが統合されたとした場合に、どういった、どの程度の効率性、いわゆるデザインコストを初めとして、さまざまな部分で利益が出て、ある程度の効率性、財政的に跳ね返ってくるのではないかと思うのですが、こういったことについての検証みたいなものというのは、行われているものというふうに思うのですが、ここに書かれているのでしょうか。そういったことについての公表というのですか、それは現段階ではできないのでしょうか。

○議 長（大野 聡） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） そういう形で協力しながら、検討をしたということは事実でございますけれども、統合するときのシミュレーションを、私も管理者として見させていただいておりますし、羽村市長としての立場として、質問にはお答えを、羽村市議会ではしておりますけれども、そういう中で、シミュレーションの結果が幾つか出ておりますけれども、どこに統合するとか、どこをどういうふうにしてやれば効果が出るというふうなシミュレーションしてありますけれども、統合の最終ゴールがどこということについては、それぞれこれからの検討結果であって、どういうふうにしていくかということ、今後の課題だというふうに承知しておりますので、シミュレーションの結果でどこまでどういうふうになるかというのは、どこかを統合すればこうなる、あるいは1箇所やめて2箇所にすればどうなるというふうなことも、計算式うってなさっておられるというのは承知しておりますけれども、それが具体的にどこがどういうふうな、どこを廃止して、どこをやめて、どこに統合する、そういうのはこれからの現庁の経過でございますので、

参考資料として各構成市町の中で、ご質問の中で、そういうシミュレーションの条件のもとで、ご報告はあったかどうかということはありませんけれども、西多摩衛生組合でそれを統合する最終的な施設の位置づけにはなっておりませんので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大野 聡） 3番森亘議員。

○3番（森 亘） わかりました。これはあくまでも私個人的に、こうではないかということで、他の施設と見比べながら検証していたところなのですが、おおむね西多摩全体の、いわゆるリサイクル施設ですかね、これは構成市町の中で見ていると、大体100名を超えているのではないかと思います。110名前後ではないかと思います。そのうち、これ同規模の統合した施設で行っているところで見ると、約半数ですね、1箇所で行った場合。これランニングコストに換算すると、職員数、半数でこれから運営できるという計算が成り立っていくのではないかと思います。

また、各それぞれの市町の中で抱えているリサイクル施設ですね、これがそれぞれの地域で、また単独でリサイクル施設を建てた場合には、やはりそれなりにコストもかかってくるわけですが、これを統合することによって、いわゆる施設の維持管理費も含めて、大きな削減ができる。問題は、その場所については、具体的にはまだ出てこない、これはもう当然だと思います。どこにつくるかというのは、いろいろあるかと思います。いずれにおいても、そうしたかなりの住民に対する税負担って言うのですかね、これについては削減できる可能性があるわけですから、これは何が何でも、これは推進していかなければならないものだというふうに思っています。

しかしながら、今回の私が一般質問したのですが、この資料、かなり一般質問するに当たって、資料は調べさせていただいたのですが、その中でハッと気がついたのが、西多摩衛生組合には、この施設を統合させていくためのイニシアチブを与えるだけの権限がない。あくまでもこれは焼却施設の運営であって、あとはフレッシュランド西多摩の管理ですね。ところが全て青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町、各それぞれの構成市町の担当部課長が、ある中で配慮をしていますが、西多摩衛生組合として、こういうふうな方向でいくのだといったときの、その権限なり何なりというのが有していないというのが実情ではないかと思えます。それが恐らく実情でないのにもかかわらず、基本計画を策定しているわけですよ。そうすると、基本計画を策定しているということは、西多摩衛生組合というものが、イニシアチブを本来持って、本来は基本計画があれば、私としてはそういう方向でいくのかなと思うのですが、西多摩衛生組合としては、そういうイニシアチブを持たずに、みんなで話し合いながら決めていくという、それで基本計画があるというところが、どこに質問していいのやらというところが、正直なところなのですね、議員として。だから、そういうところに関しましては、今後これを今言われた管理者がある程度、その検証の結果については、管理者がデータをお持ちで、個別具体的にまだそこまで、場所をどこにするとか、どうするっていうのはまだ決まっていない。しかしながら、今後これを推進していくためには、実現していくためには、これはやはり情報がある程度、開示して、こういうことが考えられる、A案、B案、C案みたいに開示して、それと同時に各構成市町の代表する市民の方々に来ていただいて、その中で協議していく、つまり公開の場で決定していくという流れを組むのが、いわゆるあれもこれもから、あれかこれかという選択である、こういうふうな流れになっていくのではないかと、つまり協働による衛生組合の運営という形になっていくのではないかと思うのですが、この点についての管理者のご見解をお伺いしたい。

○議長（大野 聡） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 再度繰り返させていただきますけれども、西多摩衛生組合がこのリサイクル施設の処理についての統一につきまして、それぞれの構成市町にはこの西多摩衛生組合へ集まりやすいので、そ

ここで検討をさせていただいたことは事実でございます。そして誤解を招いたかもしれませんが、それが、当組合が権限がないところまで、計画書の原案をつくって、それを各構成市町にお示しして、それに基づいて今これが進んでいるというふうに、ご理解、今お話ありましたけれども、最初に答弁したとおりに、私たちの西多摩衛生組合は、立場は、そういう立場でこの案件につきましては、今後の課題としてこの資料等を、皆様、現庁の中で、リサイクル施設をお持ちのところの中で、どういうふうに施策をしていくかということに注視をさせていただいて、そして、西多摩衛生組合は将来的な展望の中で、それに協力したり、あるいは形を変えたり、それぞれ権限につきましても、今後、鋭意そういう形の協力なり、検討はしていくという段階で、今日のご質問に対するお答えは、立場はそのとおりでということをご了解をいただきたいと存じます。

○議長（大野 聡） よろしいですか。3番森亘議員。

○3番（森 亘） わかりました。それでは、改めて伺いますが、今、環境省の求める先ほど一番、最初の方で言いましたけれども、かなりリサイクル施設に対しての、リサイクル施設も含めて、それから焼却施設についても、かなり従来の迷惑施設という形から脱却しようという、そして非常に焼却施設というのは体育館を持っていたり、お風呂を持っていたりというのは全国的に多いみたいで、これを災害とかが発生したときに、いかに有効に活用するか。またエネルギーを発生させるという点から、地域の中で違った形での還元ができるのではないかと、こういったさまざまな視点が、広域的に、また幅広く行っていこうという、その方向が今、国の方から示されているところでございます。

今の管理者の話ですと、今の管理者の話も含めて、今、ところが西多摩の衛生組合の、今のいわゆる役割の分掌の中では、そこまで踏み込んでというのは、現実的に難しいところがあるのではないかと思うのですね。主体的に西多摩衛生組合が防災倉庫に備蓄をしてとか、防災計画を立てたりとか、どういうふうな新たなものを還元していくのか、焼却の処理、フレッシュランド以外のことについては、なかなかタッチできないところではないか。そういうの、またリサイクル施設の今後の有り様についても、なかなか西多摩衛生組合なんかは、みんな集まっている会場は西多摩衛生組合ですから、ここが一番合理的なわけですね。いろいろな面で、話し合いをする場合にも。そういうところのあたりは非常に合理的であるにもかかわらず、分掌というのが、役割というのが、まだ十分備わっていない。先ほど管理者のお話ですと、いわゆる、そういった分掌も含めて検討していくということで理解してよろしいですか。

○議長（大野 聡） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 今、ご質問がリサイクル処理施設の関係にいたしました。ご説明をさせていただいて、立場を強調させていただきます。

環境省が言っている施設というのは、広域でやっているのも一つあります。西多摩衛生組合はごみ処理の焼却施設として、広域でやっておりますので、環境省の部分を取って、ごみ焼却施設として、廃棄物処理の焼却部分を受け止める施設としては、今言ったように焼却施設としての、ここを防災の拠点にすることも可能ですし、太陽光発電施設として独自に、皆さんにご協力いただきながら、焼却施設としてもそういうのを取り込むという計画を立てて、それは私たち西多摩衛生組合の責任で、構成市町の皆様方に将来展望として、ご理解をいただきながら進めていく、また今度、全協の中で説明をさせていただきたいと存じますけど。それをおっしゃるとおりに、リサイクル施設という形としての検討課題として広げていくという形では、区別をしながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、環境省で言っているのは、各それぞれの自治体が、それぞれに焼却施設なり、そういう処理施設を持っていたところに、そこで、例えば青梅市だったら、青梅市にある施設の、その中でも環境面と

か、防災面という、各構成の広域行政だけではなく、単体のところで持っている全国の施設にも、今言っている環境省のあれを当てはめてくださいと、こういう理由で。それで広域にも、それはやっていけば、非常に有効的な方向であるということが、現時点で示されていると思いますので、現時点では、そういう焼却施設でできることを構成市町とともにやっていくと、それが将来展望として、リサイクル施設を含んだり、いろいろな処理の中での拠点として、西多摩衛生組合、できるかどうかというのは、先ほどおっしゃったとおり、焼却施設としては許可しかありませんので、展望としてそれは検討したいという時点で、ご理解いただけますでしょうか。

○議長（大野 聡） 3番森亘議員。

○3番（森 亘） 話が幅広くなってしまったので、2点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。今、管理者が今まで再三言ってこられましたけれども、それはもう重々、管理者の立場もございますので、いろいろな立場がございます。ただ言えることは、いわゆる西多摩衛生組合は衛生組合でさまざまな資料を持ち、統合に向けたさまざまな課題や検討を進めたと思うのですが、そういった検討の結果につきましては、ある程度の条件が揃い次第、いわゆる一般の住民の方々に公開をし、または、そういった形ができるのかどうか。

それから、2点目なのですが、構成市町としては、西多摩衛生組合の中で、この分掌問題についても含めて、いわゆる関係者の部課長会議って言うのですか、そういうのもあるかと思うのですが、その分掌のあり方等についての検討もしていただけるのかどうか、この点について確認いたします。

○議長（大野 聡） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今回のシミュレーションにつきましては、構成市町の実務者を担当に、組合の職員が協力してということで、作成したのですが、管理者の方でご答弁をさせていただきました。この資料をもとに、それぞれまた構成市町の方で、もともと施設を持っているのは構成市町ということになりますので、このシミュレーションをもとに検証していただいて、必要などころの加筆とか、いろいろ加えて、検証した上で、最終的なシミュレーションの結果というような形に、成果として出てくるのではないかと考えております。

それであると、事務分掌のことをございますが、西多摩衛生組合につきましては、今それぞれ構成市町の議会の中で議決をいただいた組合の規約に基づきまして、私どもの事務ということで、三つの事務、ごみ処理の設置に関すること。また廃棄物、燃やしたものを日の出の広域処分場まで運ぶこと。また、周辺住民のフレッシュランド西多摩等の福祉の増進のような三つの事務を、それぞれ規約ということで議決をいただいています。西多摩衛生組合がリサイクル処理施設を担当するようなことを検討していくことは・・・事務分掌の問題になるかもしれませんが、その辺の検討もまた必要になってくるのかなと思いますので、それにつきましては、構成市町のことも協議する中で、今後の対応としていきたいと考えております。

○議長（大野 聡） よろしいですか。それでは、以上で一般質問を終わります。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第4、認定第1号、平成25年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 認定第1号、平成25年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

平成 25 年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は約 6 万 3,340 トンで、平成 24 年度と比較いたしますと、約 180 トン、0.3%の微減となっております。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施いたしました、小金井市の可燃ごみの受入量は、約 1,510 トンでありました。この結果、構成市町分と広域支援分を合わせた搬入総量は、6 万 4,850 トンとなり、前年度、24 年度と比較いたしますと、ほぼ横ばいとなっております。

次に、環境センターの施設維持整備事業であります。平成 25 年度におきましても、平成 22 年度から開始した工事縮小化計画に基づき、基礎的工事を見直し、これまでの施設維持水準を保ちながら、経常的経費の節減に努めたところであります。

また、平成 25 年度は、環境センターの長寿命化計画に基づき、4 か年度で実施する、第 1 期基幹的設備改良工事の初年度に当たり、当組合がごみ処理施設に求める、施設機能及び性能水準を確保する上で最も重要となる、自動燃焼制御装置改良工事を実施いたしました。

廃棄物処理施設の頭脳であり、心臓部である制御装置のコンピュータ機器類をリニューアルしたことにより、さらなる施設の安全・安定稼動が図られ、環境負荷の低減にも寄与できるものと考えております。

なお、震災以降実施しております、夏季の節電対策につきましても、施設の運転管理や電力会社との契約方法を見直し、引き続き、電気購入量の削減に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成 25 年度の浴場施設利用者数につきましては、1 日平均では 434 人、年間では約 13 万 2,500 人の方々にご利用をいただき、地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれております。

このような状況を踏まえ、決算の概要であります。歳入につきましては、収入済額 21 億 8,352 万 576 円で、このうち約 62%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出においては、支出済額の 20 億 1,786 万 882 円で、予算現額に対する執行率は、約 98%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1 億 6,565 万 9,694 円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度への繰越金となるものであります。

以上、決算の概要であります。平成 25 年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議 長（大野 聡） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、認定第 1 号、平成 25 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の決算書をご覧いただきたいと存じます。

決算書の構成でございますが、2 ページ、3 ページが歳入歳出決算の総括表で、4 ページから 7 ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。9 ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第 1 款分賦金から第 6 款組合債までの構成となっております。予算現額 20 億 6,746 万 8,000 円

に対しまして、調定額、収入済額ともに 21 億 8,352 万 576 円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成となっております。予算現額 20 億 6,746 万 8,000 円に対しまして、支出済額 20 億 1,786 万 882 円、不用額は 4,960 万 7,118 円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費での公害防止用薬品の購入量の減と、節電対策によります電気料の削減、及び工事請負費におきまして、高額な緊急工事が発生しなかったことによるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明をさせていただきます。決算内容の詳細につきましては、9 ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の 10、11 ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。第 1 款分賦金でございます。第 1 款分賦金につきましては、収入済額 13 億 5,676 万 6,000 円で、これは 3 市 1 町からの分賦金でございます。歳入総額の 62.14% を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄の記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が 48.18%、福生市 19.39%、羽村市 19.11%、瑞穂町 13.32% となっております。

次に、第 2 款使用料及び手数料につきましては、収入済額 5,725 万 7,422 円で、歳入総額の 2.62% となっております。主なものといたしましては、第 1 項 1 目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の 4,997 万 6,290 円、多目的施設使用料 152 万 5,150 円、余熱利用施設行政財産使用料 484 万 8,960 円でございます。

続きまして、第 3 款繰越金でございますが、収入済額は 1 億 895 万 9,437 円で、これは平成 24 年度からの繰越金で、歳入総額の 4.99% となっております。

恐れ入ります。12、13 ページをお開き願います。

第 4 款諸収入でございます。

第 4 款諸収入につきましては、収入済額 7,759 万 3,517 円で、歳入総額の 3.55% となっております。内訳といたしましては、第 1 項 1 目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございます。収入済額 18 万 6,301 円でございます。

第 2 項 1 目弁償金は、10 万 8,050 円で、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の実費弁償 1 件分、2,000 円と、東日本大震災により発生いたしました原子力発電所の事故に由来する放射性物質の検査費用等に要した平成 24 年度分の経費の一部につきまして、東京電力株式会社からの廃棄物処理事業に係る損害賠償金 10 万 6,050 円でございます。

続きまして、第 2 項 2 目雑入は、収入済額 7,729 万 9,166 円で、主なものはフレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等 305 万 3,270 円と多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、小金井市の可燃ごみを受け入れたことによる可燃ごみ焼却処理委託受託金 7,259 万 3,280 円でございます。

恐れ入ります。14、15 ページをお開き願います。

第 5 款国庫支出金でございます。

第 5 款国庫支出金につきましては、収入済額 2 億 874 万 4,200 円で、歳入総額の 9.56% となっております。これは、循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施工いたしました基幹的設備改良工事に対しての

交付金 2 億 790 万円と、放射性物質汚染対処特措法により義務付けられました、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に際し、生じた経費の一部につきまして、環境省からの廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金としての収入 84 万 4,200 円でございます。

次に、第 6 款組合債につきましては、収入済額 3 億 7,420 万円で、歳入総額の 17.14%となっております。これは、平成 25 年度に実施いたしました基幹的設備改良工事の財源として、財務省から 3 億 4,020 万円と、東京都から 3,400 万円の借入を行ったものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額 20 億 6,746 万 8,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに、21 億 8,352 万 576 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第 1 款議会費でございます。第 1 款議会費につきましては、第 1 項 1 目組合議会費におきまして、支出済額 133 万 2,291 円、予算現額に対しまして、執行率 79.58%、不用額は 34 万 1,709 円でございます。主なものといたしましては、1 節報酬の 100 万 3,254 円でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

第 2 款事務所費でございます。第 2 款事務所費につきましては、第 1 項 1 目一般管理費におきまして、支出済額 1 億 6,299 万 4,349 円、予算現額に対しまして、執行率 98.27%、不用額は 285 万 5,651 円でございます。主なものといたしましては、2 節から 4 節までの人件費と、19 節負担金・補助及び交付金でございます。

2 節給料は、支出済額 3,719 万 2,900 円で、特別職 4 名及び一般職職員 8 名分の給料でございます。

次に、3 節職員手当等でございます。支出済額は 4,318 万 824 円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

続きまして、4 節共済費は、支出済額 1,221 万 2,311 円で、主なものは職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

11 節需用費でございますが、11 節需用費は、支出済額 652 万 6,460 円で、主なものは、事務用品等を購入した消耗品費 183 万 5,793 円と、例規集や広報用資料の印刷製本費 388 万 3,757 円でございます。

次に、13 節委託料でございますが、支出済額は 324 万 1,537 円で、主なものは環境センターの床ワックス掛けや、ガラス清掃を委託した庁舎清掃委託料 83 万 7,900 円と、事務所等警備委託料 78 万 7,500 円でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料でございます。14 節使用料及び賃借料は、支出済額、691 万 2,255 円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料 308 万 4,984 円と、組合予算の執行管理を行う財務会計システム使用料 138 万 708 円、職員の履歴管理や給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料 114 万 7,860 円でございます。

次に、19 節負担金・補助及び交付金でございますが、支出済額は 4,970 万 9,000 円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金 4,800 万円と、地域環境対策協議会助成金 100 万円でございます。周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ組合周辺の環境対策費としての支出でございまして、地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費でございます。第3款じん芥処理費につきましては、第1項1目じん芥処理費におきまして、支出済額16億496万5,630円、予算現額に対しまして、執行率97.52%、不用額は4,075万9,370円でございます。主なものといたしましては、11節の需用費、13節委託料と15節工事請負費でございます。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願います。

11節の需用費でございます。11節需用費は、支出済額2億2,031万7,282円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入した消耗品費7,112万9,430円と、施設稼働に要する光熱水費1億2,851万7,504円でございます。需用費の主な不用額は、公害防止用薬品の購入量の減と、節電対策によります電気料の削減によるものでございます。

次に、13節委託料でございますが、支出済額は2億2,679万7,176円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料1億2,789万円と、施設稼働に伴う環境調査委託料1,096万2,000円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京多摩エコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料1,579万2,614円、法令等により実施義務のございます電気設備点検委託料924万円でございます。委託料における不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。28、29ページをお開き願います。

15節工事請負費でございます。15節工事請負費は支出済額9億9,633万6,803円で、主なものは、毎年実施しております施設維持整備工事3億5,291万2,350円と、基幹的設備改良工事5億8,590万円でございます。工事請負費の不用額は、高額な緊急工事が発生しなかったことによるものでございます。

恐れ入ります。30、31ページをお開き願います。

18節備品購入費でございます。18節備品購入費は、支出済額96万330円で、これは施設用備品として、構内整備用の芝刈機等を購入したものでございます。

恐れ入ります。32、33ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費でございます。第4款余熱利用施設事業費につきましては、第1項1目施設運営費におきまして、支出済額1億5,133万3,539円、予算現額に対しまして、執行率98.68%、不用額は201万3,461円でございます。主なものといたしましては、11節の需用費、13節委託料でございます。

恐れ入ります。34、35ページをお開き願います。

11節の需用費でございます。11節需用費は、支出済額5,226万439円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費3,881万7,241円でございます。

次に、13節委託料でございますが、支出済額は7,962万3,841円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料6,122万1,090円と、空調設備や、ポンプ・ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託いたしました設備機器保守点検整備委託料790万1,250円でございます。

恐れ入ります。36、37ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料でございます。14節使用料及び賃借料は、支出済額270万9,396円で、主なものは、サウナマット賃借料255万1,080円でございます。

恐れ入ります。38、39ページをお開き願います。

第5款公債費でございます。第5款公債費につきましては、支出済額9,723万5,073円、予算現額に対しまして、執行率99.99%、不用額は1,927円でございます。

第1項1目元金は、支出済額8,750万3,879円で、平成12、13年度に借入れを行いました余熱利用施設

建設事業費の償還金 6,051 万 5,093 円と、平成 17 年度に借入れを行いました焼却灰搬出設備改造工事費の償還金 2,698 万 8,786 円でございます。

第 1 項 2 目利子は、973 万 1,194 円で、元金同様、余熱利用施設建設事業費と焼却灰搬出設備改造工事費の利子償還でございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 20 億 6,746 万 8,000 円に対しまして、支出済額 20 億 1,786 万 882 円、不用額 4,960 万 7,118 円、執行率 97.60%でございます。

恐れ入ります。41 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は 21 億 8,352 万円、歳出総額は 20 億 1,786 万 1,000 円、歳入歳出差引額は 1 億 6,565 万 9,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1 億 6,565 万 9,000 円でございます。

恐れ入ります。42、43 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。平成 25 年度につきましては、土地・建物ともに決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。44 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。こちらにつきましても、決算年度中における増減はございません。

以上で、認定第 1 号、平成 25 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大野 聡） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。田村桂一監査委員。

○監査委員（田村桂一） それでは、ご指名をいただきましたので、平成 25 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてご報告をいたします。

平成 25 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 26 年 9 月 26 日、午後 1 時半から組合会議室におきまして、原監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても、関係諸帳簿と照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であることを確認いたしました。

以上を踏まえまして、平成 25 年度の組合事務事業については、限られた予算の中で着実に事務事業が遂行され、所期の目的を達成しているものと判断をしたところでございます。

また、当組合は、環境センター長寿化計画に基づき、平成 25 年度から 4 か年に及ぶ第 1 期基幹的設備改良工事を施工している最中であり、日常的及び定期的な施設維持補修に係る保全計画とあわせ、既存施設の長期使用を目指していくこととなりますが、今後の社会情勢によっては、当初の計画の見直しも想定

されますことから、その際におきましては、実情に即した適正な計画変更を行うことはもちろんですが、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した維持管理を遂行していくことを望むところでございます。

最後に、従来の組合運営につきましても、さらなる効率的な財政運営に努めるとともに、公明・公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望し、審査意見といたしました。

以上、平成 25 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（大野 聡） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） 特にないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより認定第 1 号、平成 25 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件をお諮りいたします。認定第 1 号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 39 分 再開

○議長（大野 聡） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第 5、議案第 5 号、西多摩衛生組合公告式条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、議題となりました議案第 5 号、西多摩衛生組合公告式条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 16 条の規定により、条例で定めることとされている条例等の公布の手続きを見直すとともに、組合の機関の定める規則等の公表に関する準用規定を明確にする必要があることから、条例の全部を改正しようとするものであります。

改正後の条例につきましては、本則 6 条及び付則により構成されており、第 1 条では本条例の目的を、第 2 条では条例の公布について、第 3 条は規則に関する準用について、第 4 条では規程の公表について、第 5 条はその他の規則及び規程の公表について、第 6 条は施行期日の特例について、それぞれ規定しております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） それでは、議案第 5 号西多摩衛生組合公告式条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

なお、こちらの条例につきましては、先ほど管理者にご説明いただきましたように、全部改正となっておりますので、新旧対照表はございませんので、第 1 条より順次、ご説明させていただきます。

第 1 条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、地方自治法第 16 条の規定に基づく、西多摩衛生

組合の条例、規則等の公布の方法、いわゆる公告式については、この条例の定めによるところとするものでございます。

これは法第 16 条第 4 項において、条例の公布に関し、必要な事項は条例で定めなければならないと規定されており、同条第 5 項では規則等にも準用されていることから、当組合における公布の手続きを、この条例で定めるものです。

第 2 条は、公布の方法について定めたもので、第 1 項では、条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならないとしております。また、第 2 項では、条例の公布は、別表に掲げる掲示場に掲示して、これを行うものとし、西多摩衛生組合掲示場のほか、各構成市町の掲示場に掲示して行うものとしております。

第 3 条は、規則に関する準用について定めたもので、組合規則を公布する際は、第 2 条の規定を準用するものとしております。

第 4 条は、規程の公表について定めたもので、第 1 項では、規則以外の管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならないものとしております。また、第 2 項では、規程を公布する場合においても、第 2 条の規定を準用し、条例や規則と同様に、掲示場に掲示することを規定しております。

次の第 5 条は、その他の規則及び規程の公表について定めたもので、第 1 項では議会などの組合の機関が定める規則につきましても、公表を行う際は、第 2 条中、「管理者」を「当該機関または当該機関を代表する者」に読み替え、同条の規定を準用するものとしております。また、第 2 項では、組合の機関の定める規程を公布する場合においても、第 4 条の規定を準用するものと定めております。これは、議会など、組合の機関が規則や規程を定めて公表する場合の手続き等を、より明確にするための規定でございます。

続きまして、第 6 条は、施行期日の特例について定めたもので、管理者または組合の機関が、それぞれ定める規則または規程については、それぞれ当該規則または規程をもって、特に施行期日を定めることができるものとしております。

これは、法第 16 条第 3 項で、条例は特段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行するものとされ、同条第 5 項により、規則や規程にもこれを準用することとされております。ただし、同項では例外として、法令または条例に特段の定めがあるときは、この限りでない旨を規定していることから、この第 6 条の規定により、規則・規程の施行期日を、それぞれ当該規則または規程に定めることができるようにしたものでございます。

最後に付則でございますが、第 1 項は、施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。第 2 項は、経過措置に関する規定で、この条例施行の際、現に従前の公告式により公布・発表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、従前の例によるものとしております。

以上で、議案第 5 号、西多摩衛生組合公告式条例の細部の説明とさせていただきます。

○議長（大野 聡） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ございませんか。なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 5 号、西多摩衛生組合公告式条例の件については、原案のとおり

可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

次に、日程第6、議案第6号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) ただいま議題となりました議案第6号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、女性職員の母性健康管理を充実させるとともに、男性職員の育児参加の促進を図る必要があることから、これに対応した特別休暇制度を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第6号、及び附属資料のとおりであります。職員の特別休暇を規定する条例第17条第1項に、妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する症状のため勤務することが困難な場合の妊娠症状対応休暇、妊娠初期において流産した女性職員が、安静加療を要するため、または母体の健康保持、もしくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場合の早期流産休暇、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加する場合の育児参加休暇を追加するものであります。

特別休暇の詳細は、組合規則で定めることとなりますが、当組合の休暇制度は、従前より羽村市に準拠して定めていることから、休暇の対象、付与日数等につきましても、同様に定めてまいります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(大野 聡) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野 聡) よろしいですか。特になければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第6号西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をいたしました。

日程第7、議案第7号、西多摩衛生組合実費弁償条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由、内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) ただいま議題となりました議案第7号、西多摩衛生組合実費弁償条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、議会が置くことができる委員会に関する規定が見直され、同法第110条及び第111条が削除されたことから、法律の規定を引用している条項を整備する必要が生じたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第7号、及び附属資料のとおりであります。実費弁償の対象者を定めております第2条中、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号

とするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大野 聡） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） よろしいですか。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第7号、西多摩衛生組合実費弁償条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をいたしました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第8号及び日程第9、議案第9号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題としていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第8号、平成26年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第9、議案第9号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略して、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第8号、平成26年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第9号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第8号、補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億4,100万円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入予算では、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上したほか、国庫支出金においては、今年度の主要事業であります、高圧蒸気復水器改良工事、及び排ガス処理設備改良工事に伴う財源措置として、循環型社会形成推進交付金、平成26年度内示額を計上いたしました。

また、組合債におきましても、基幹的設備改良工事事業債を計上させていただき、財源の確保に努めたところであります。

この結果、組合市町の分賦金につきましては、大幅な減額が見込まれることとなり、6億8,240万2,000円を減額する措置を行い、13億2,316万円としております。

次に、歳出予算について、性質別の状況によりご説明いたします。

物件費では、委託料において、契約実績に基づく減額措置を行う一方、経年劣化が顕著な庁用自動車の買換え費用として、備品購入費の増額措置を行いました。

維持補修費では、工事請負費において、基幹的設備改良工事の契約実績に基づく不用額を減額しております。

公債費では、平成25年度借入分の起債償還額が確定したことから、利子計上額を減額する措置を行って

おります。

なお、人件費については、職員配置に伴う各款での増減分を精査しておりますが、人件費予算全体での増減補正は生じておりません。

次に、議案第9号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第1号）に基づき組合市町分賦金の総額を6億8,240万2,000円減額いたしまして、13億2,316万円に変更し、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第8号及び第9号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（大野 聡） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） それでは、議案第8号、平成26年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第9号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、初めに議案第8号、平成26年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります、補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,500万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を20億4,100万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

第2条は、補正後の地方債の金額は第2表地方債補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は6億8,240万2,000円減額いたしまして、13億2,316万円と定めようとするものでございます。

第3款繰越金は1億5,565万9,000円増額いたしまして、1億6,565万9,000円と定めようとするものでございます。

第4款諸収入は、9,618万1,000円増額いたしまして、1億45万9,000円と定めようとするものでございます。

第5款国庫支出金は、新規計上でございます。1億1,806万2,000円と定めようとするものでございます。

第6款組合債も、新規計上でございます。2億7,750万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は、3,500万円を減額いたしまして、20億4,100万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、733万6,000円増額いたしまして、1億6,597万8,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は4,953万1,000円減額いたしまして、16億151万3,000円と定めようとするもの

でございます。

第4款余熱利用施設事業費は837万6,000円増額いたしまして、1億7,060万5,000円と定めようとするものでございます。

第5款公債費は、118万1,000円減額いたしまして、9,849万7,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、3,500万円を減額いたしまして、20億4,100万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

7ページをご覧くださいまして、歳入でございます。

第1款分賦金は6億8,240万2,000円減額いたしまして、13億2,316万円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第3款繰越金は1億5,565万9,000円増額いたしまして、1億6,565万9,000円でございます。これは平成25年度からの繰越金でございます。

第4款1項預金利子は18万1,000円増額いたしまして、18万2,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入によるものでございます。

8ページをお開き願います。

第4款2項雑入は9,600万円増額いたしまして、1億27万6,000円でございます。これは多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、本年8月より受け入れました、小金井市のごみ焼却処理委託に伴う受託金を、実績に基づき計上をしたことによるものでございます。

第5款1項国庫補助金は、新規計上の1億1,806万2,000円でございます。これは、環境センターの長寿命化計画に基づいた基幹的設備改良工事の施工に伴う、循環型社会形成推進交付金の内示額1億1,687万円と、放射性物質汚染対策特措法により義務付けられた、放射性物質の測定費用に対する、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金119万2,000円の計上でございます。

第6款1項組合債につきましても、新規計上で2億7,750万円でございます。これは、基幹的設備改良工事の財源として、財政融資資金の借入に向けた事務を進めていたところでございますが、東京都の同意が得られる状況となったため、新規計上をいたしております。

以上、補正額合計3,500万円を減額いたしまして、歳入の合計額は20億4,100万円でございます。

次に、9ページをご覧くださいまして、歳出でございます。

初めに、各款に関係いたします人件費につきまして、先にご説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正につきましては、人員配置の異動に伴い、実際の人員配置に整合するよう、各款の人件費において、予算を組み替えたことによるものでございます。

実際の人員配置及び補正額は、第2款事務所費では、1名増で465万9,000円の増額、恐れ入ります10ページをお開きいただき、第3款じん芥処理費では、2名減で1,303万5,000円の減額、11ページをご覧くださいまして、第4款余熱利用施設事業費では、1名増の837万6,000円の増額となりますが、人件費全体では、各款の相殺によりまして、増減はございません。

それでは、9ページにお戻りいただきまして、歳出のご説明をいたします。

第2款事務所費は1目一般管理費で、733万6,000円増額いたしまして、1億6,597万8,000円でございます。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る465万9,000円に加え、平成8

年に購入し、18年を経過しております庁用自動車を、環境負荷の低減にもつながります、ハイブリッド車への買換えをいたそうとしますことから、第12節役務費では、リサイクル関連費用手数料1万5,000円と、自動車保険料4万7,000円の計上で、6万2,000円の増額、第18節備品購入費では、庁用自動車購入に248万5,000円、データバックアップ用省電力サーバー購入に13万円、合計261万5,000円の増額計上でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は4,953万1,000円減額いたしまして、16億151万3,000円でございます。主な内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る1,303万5,000円の減額に加え、第13節委託料355万6,000円の減額は、契約差金によるものでございます。第15節工事請負費3,294万円の減額は、基幹的設備改良工事における契約差金によるものでございます。

次に、11ページをご覧いただきまして、第4款余熱利用施設事業費は837万6,000円増額いたしまして、1億7,060万5,000円でございます。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る837万6,000円でございます。

次に、12ページをご覧願います。

第5款公債費でございます。

公債費は、1項2目利子におきまして、118万1,000円減額いたしまして、961万円でございます。これは、循環型社会形成推進交付金の交付額が、内示額の1億3,398万8,000円から2億790万円と上回ったことから、起債額が予定額の4億670万円から3億7,420万円と下がりましたことによりまして、第23節償還金、利子及び割引料におきまして118万1,000円の減額でございます。

以上、補正額合計3,500万円を減額いたしまして、歳出の合計額は20億4,100万円でございます。

次に、13ページをご覧願います。関係資料といたしまして、地方債の各年度ごとの現在高、または現在高の見込みに関する調書でございまして、この表の一番右下が、26年度末の見込額11億1,119万3,000円でございます。

以上で、平成26年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第9号、附属資料をご覧願います。

平成26年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、組合市町の人口は、平成26年10月1日現在の人口を採用して、全体で1,660人減少し、28万6,276人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は880人の減少で13万7,250人、負担割合は47.94%、福生市は、345人の減少で5万8,610人、20.48%、羽村市は353人の減少で5万6,599人、19.77%、瑞穂町は82人の減少で3万3,817人、11.81%となっております。

次に表3、ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は増減なしの2万9,800トンで、負担割合は47.53%。福生市は300トン減の1万2,000トンで、19.14%。羽村市は増減なしの1万2,200トンで、19.46%。瑞穂町は400トン増の8,700トンで、13.87%。合計で100トン増の6万2,700トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明を申し上げます。組合市町の分

賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算いたしております。この積算結果から、平成 25 年度繰越金を差し引いたものが、26 年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は 3 億 4,215 万 3,000 円減額となりまして、6 億 303 万 6,000 円、福生市は 1 億 3,364 万円減額となりまして、2 億 6,882 万 4,000 円、羽村市は 1 億 3,016 万 8,000 円減額となりまして、2 億 5,926 万 9,000 円、瑞穂町は 7,644 万 1,000 円減額となりまして、1 億 9,203 万 1,000 円となっております。

分賦金の補正額合計 6 億 8,240 万 2,000 円を減額いたしまして、分賦金は 13 億 2,316 万円でございます。

以上で、平成 26 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、平成 26 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大野 聡） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 06 分 休憩

午後 3 時 06 分 再開

○議長（大野 聡） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 大変申しわけございませんでした。補正予算書 3 ページ、第 2 表地方債補正の説明が漏れてございました。限度額は 2 億 7,750 万円、利率が 5.0%以内ということで、起債を予定してございます。

以上でございます。

○議長（大野 聡） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。5 番鴻井議員。

○5 番（鴻井伸二） 組合債の起債の条件について、お伺いしたいのですけれども、これは合意というか、許可というか、そういう許認可というような、東京都の合意というのが、どういう条件で必要になるのでしょうか。起債に当たっての条件、そういうのを教えてください。

○議長（大野 聡） 松澤主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 地方債の借入れにつきましては、まず、財務省の借入れが先になってございます。今回の借入れにつきましては、循環型社会形成推進交付金の額の内示額がございまして、それを総金額から控除いたしまして、そのうちの 90%が、まず充当率となっております。その財務省の借入れの金額が決まってから、東京都の振興基金がさらに、その 90%の借入れができるというような順番でございます。

以上でございます。

○議長（大野 聡） 5 番鴻井議員。

○5 番（鴻井伸二） そうすると、基幹的設備改良工事の総額の交付金、それから起債の分、あと一般財源に対してと、これどういう割合、どのくらいの割合なのですか。

○議長（大野 聡） 松澤主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 大変失礼いたしました。総事業額から、まず交付金の方が 3 分の 1 という、上限が 3 分の 1 というようなことでございます。残りの 3 分の 2 につきまして、残りの 90%が財務省、さらにその残りの 90%が振興基金というような形になりますので、3 分の 1 と、ほぼ一般財源としては、

1%程度あるかないかという程度でございます。

以上でございます。

○議長（大野 聡） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） なければ、以上で質疑を終わります。

ただいま、一括議題となっていました議案のうち、議案第8号、平成26年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10、議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。7番小宮國暉議員。

○7番（小宮國暉） それでは、議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則、本議案を別紙のとおり、西多摩衛生組合議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

平成26年11月26日。西多摩衛生議会議長、大野聡様。

提出者、西多摩衛生組合議会議員、小宮國暉。

以下、敬称を略させていただきます。

賛成者、同上・原 成兆。

賛成者、同上・町田成司。

賛成者、同上・榎澤 誠。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出いたします。

提案理由の詳細について、ご説明申し上げますと、地方自治法の一部改正により、修正の動議について規定する、地方自治法第115条の2が、第115条の3に改められたことから、議会会議規則において法律の規定を引用している条項を整理するとともに、あわせて文言整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、附属資料の新旧対照表をご覧ください。

この規則の構成は、章立てとなっておりますが、規則内容の把握及び規定の検索を容易とするため、題名の次に、新たに第1章から第15章まで、目次を設けるものであります。

次に、裏面をご覧ください、修正の動議を規定しております、第15条中「法115条の2」を「法115条の3」とするとともに、「所定の発議者」の前の読点を削る改正を行うものです。

付則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上をもちまして、議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の説明と

いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（大野 聡） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） よろしいですか。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会をいたします。

午後3時15分 閉会